

ポリ塩化ビフェニル（PCB）使用製品の処分期間について

九州産業保安監督部 ・ 福岡県

1 高濃度PCB使用製品の処分期間について

福岡県内にある「高濃度のPCBが含まれる製品」(※ 以下「高濃度PCB使用製品」)の処理については、下記処分期間までに原則処分を委託することが義務付けられました。

※ PCBを含む油の重量に占めるPCBの重量の割合が0.5%(5000mg/kg)を超えるもの等

(1) 処理期限

高濃度PCB使用製品	処分期間の末日	特例処分期限日
廃ポリ塩化ビフェニル等及び廃変圧器等 (大型変圧器・コンデンサー等)	H30.3.31	H31.3.31
上記以外の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物 (安定器及び汚染物等)	H33.3.31	H34.3.31

◎ フロー図

西暦(年度)	2017	2018	2019	2020	2021
和暦(年度)	H29	H30	H31	H32	H33
廃ポリ塩化ビフェニル等及び廃変圧器等  (大型変圧器・コンデンサー等)	使用中	※2			
	※1				
	廃棄物	※2			
上記以外の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物  (安定器及び汚染物等)			使用中	※2	
				※1	
			廃棄物	※2	

※1 高濃度PCB使用製品は、処分期間を超えた時点から所有者に廃止または廃棄の義務が課されます。

※2 高濃度PCB使用製品を特例処分期限日(処分期間の期限の1年後)までに処分することが確実であるとの届出が認められた場合、各処分期間の最高1年後まで使用および処分が猶予される場合があります。

※3 義務違反に対しては、改善命令、行政代執行等の対象になります。

※4 上記改善命令違反には罰則として「3年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金」が設けられています。

(2) 処理委託

福岡県内にある「高濃度PCB使用製品」の処理については、「中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)北九州PCB処理事業所」でのみ実施しています。

処分費用、手続などは、<http://www.jesconet.co.jp/> を参照願います。

2 低濃度PCB使用製品の処理について

上記1以外のPCB使用製品の処理については、以下のとおりとなります。

処分期間 : 平成39年3月末まで

処理施設 : 無害化処理認定施設等

(詳しくは環境省HP : <http://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html>)

PCB 使用製品の届出について

1 PCB使用製品の届出について

当該機器の届出は下記のとおり定められています（平成28年9月現在）。

届出の種類（○：届出必要 ×：届出不要）					
(1) 電気事業法に基づく届出					
届出対象機器：①変圧器、②電力用コンデンサー、③計器用変成器、④リアクトル、⑤放電コイル、⑥電圧調整器、⑦整流器、⑧開閉器、⑨遮断器、⑩中性点抵抗器、⑪避雷器、⑫OFケーブル					
	届出名称	届出事由	提出時期	使用製品	廃棄物
1	ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物設置等届出書	PCB 使用製品を設置していることが判明した場合	随時	○	×
2	ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物変更届出書	PCB 使用製品の設置者の氏名若しくは住所等に変更があった場合	随時	○	×
3	ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物廃止届出書	PCB 使用製品を廃止した場合	随時	○	×
4	高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物管理状況届出書	高濃度 PCB 使用製品を現に設置している場合	6月末	○	×
(2) PCB 特別措置法に基づく届出					
	届出名称	届出事由	提出時期	使用製品※1	廃棄物
1	ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書	PCB 廃棄物等を保管している場合	6月末	○※2	○
2	ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管の場所等の変更届出書	保管場所等を変更する場合	随時	○	○
3	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分終了又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄終了届出書	PCB 廃棄物の処分が終了又は高濃度 PCB 使用製品の廃棄が終了した場合	随時	○	○
4	高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄の特例処分期限日に係る届出書	高濃度 PCB 廃棄物の処分又は高濃度 PCB 使用製品の廃棄の特例	随時	○	○
5	高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄の特例処分期限日に係る届出事項の変更届出書	4の届出に変更がある場合	随時	○	○
6	承継届出書	保管事業者について相続、合併又は分割があった場合	随時	○	○
7	譲受け届出書	環境省令で定める譲渡し譲り受けを行う場合	随時	○	○
※1 PCB 特別措置法の使用製品は（1）以外の高濃度 PCB 使用製品が対象。					
※2 低濃度 PCB 使用製品の届出は任意だが、使用者への法改正等情報提供の観点等から届出を依頼。					
※3 未届出又は虚偽の届出の罰則として、『6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金』が設定。					

2 問合せ先

(1) について

九州産業保安監督部 電力安全課 技術係（〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1）
TEL 092-482-5519 FAX 092-482-5973

(2) について

届出先：各保健福祉環境事務所（北九州市・福岡市・大牟田市・久留米市 保管分は各市に届出）

届出先	管轄	事務所住所	電話番号
筑紫	筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、糸島市、那珂川町	大野城市白木原3-5-25	(092) 513-5612
宗像・遠賀	古賀市、宗像市、福津市、中間市、糟屋郡、遠賀郡	宗像市東郷1-2-1	(0940) 36-6322
嘉穂・鞍手	直方市、宮若市、飯塚市、嘉麻市、田川市、鞍手郡、田川郡、桂川町	飯塚市新立岩8-1	(0948) 21-4812、3、4
北筑後	小郡市、うきは市、朝倉市、朝倉郡、大刀洗町	久留米市合川町1642-1	(0942) 30-1058
南筑後	柳川市、八女市、筑後市、大川市、みやま市、大木町、広川町	八女市本村25	(0943) 22-6964
京築	行橋市、豊前市、京都郡、築上郡	行橋市中央1-2-1	(0930) 23-2380